

IV その他の制度

-福祉のまちづくり-


No.75	<b>福祉のまちづくり推進事業</b>
<p>「横浜に暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、ソフト（相互理解や思いやりの心の醸成）とハード（施設の整備）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。</p> <p>&lt;事業内容&gt;</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進会議の開催                  (2) 福祉のまちづくり普及啓発                  (3) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度                  (4) 鉄道駅舎エレベーター等設置補助                  (5) ノンステップバス導入促進補助                  (6) 条例対象施設（道路、公園、公共交通機関の施設）の事前協議・相談等（建築物は建築局市街地建築課で実施）</p>	
窓 口	健康福祉局 福祉保健課 TEL 671-2387 FAX 664-3622

-災害対策-

No.76	<b>災害時要援護者支援事業</b>				
<p>横浜市では、要介護高齢者、障害者等の災害時要援護者の中でも特に災害時に自力での避難行動が困難と想定される対象者について平時から希望する自主防災組織等に、同意方式、情報共有方式の2方式により名簿を提供し、日頃からの地域での支えあいの体制づくりを支援しています。</p> <p><b>1 災害時要援護者名簿の対象者</b>                  在宅で、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方                  ア 要介護3以上の方                  イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方                  ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）</p> <p>(2) 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者（本市で保管する名簿のみ掲載）、難病患者</p> <p>(3) 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方</p> <p>(4) 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方</p> <p>(5) 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方                  ※ 精神障害者は本市で保管する名簿にのみ掲載</p> <p><b>2 名簿提供の方法(同意方式、情報共有方式)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">同意方式</td> <td>区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、<u>同意があった方の個人情報（名簿）</u>を提供する方式</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">情報共有方式</td> <td>区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について事前通知を行い、<u>拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）</u>を提供する方式</td> </tr> </table>		同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、 <u>同意があった方の個人情報（名簿）</u> を提供する方式	情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について事前通知を行い、 <u>拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）</u> を提供する方式
同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、 <u>同意があった方の個人情報（名簿）</u> を提供する方式				
情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について事前通知を行い、 <u>拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）</u> を提供する方式				
窓 口	各区 高齢・障害支援課、福祉保健課、総務課【2・3ページ】 健康福祉局 福祉保健課 TEL 671-4056 FAX 664-3622				

#### IV その他の制度

#### -防火・防災対策-

No.77	住宅用火災警報器取付支援事業																																								
	<p>住宅用火災警報器の取付けが困難な世帯に対して、消防職員が取付けを支援する事業を行っています。</p> <p>※警報器本体は事前に自身で購入する必要があります（消防署では販売していません）。</p> <p><b>1 対象</b></p> <p>(1) 高齢者世帯 (2) 障がい者世帯 (3) その他取付けが難しい世帯</p> <p><b>2 依頼方法</b></p> <p>各区の消防署の窓口、電話またはFAX ※代理申込みも可能です。</p> <p><b>3 支援内容</b></p> <p>申込者が用意した住宅用火災警報器を、消防職員が取り付けます。 また、必要に応じて、住宅防火に関するアドバイスを実施します。</p> <p style="text-align: right;">【事業の詳細はコチラ】</p> 																																								
窓 口	<p><b>1 事業に関する問い合わせ</b></p> <p>消防局予防課予防係 045-334-6406</p> <p><b>2 申し込み（各区の消防署 総務・予防課）</b></p> <table border="1"><thead><tr><th>消防署</th><th>電話番号</th><th>消防署</th><th>電話番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>鶴見消防署</td><td>503-0119</td><td>金沢消防署</td><td>781-0119</td></tr><tr><td>神奈川消防署</td><td>316-0119</td><td>港北消防署</td><td>546-0119</td></tr><tr><td>西消防署</td><td>313-0119</td><td>緑消防署</td><td>932-0119</td></tr><tr><td>中消防署</td><td>251-0119</td><td>青葉消防署</td><td>974-0119</td></tr><tr><td>南消防署</td><td>253-0119</td><td>都筑消防署</td><td>945-0119</td></tr><tr><td>港南消防署</td><td>844-0119</td><td>戸塚消防署</td><td>881-0119</td></tr><tr><td>保土ヶ谷消防署</td><td>342-0119</td><td>栄消防署</td><td>892-0119</td></tr><tr><td>旭消防署</td><td>951-0119</td><td>泉消防署</td><td>801-0119</td></tr><tr><td>磯子消防署</td><td>753-0119</td><td>瀬谷消防署</td><td>362-0119</td></tr></tbody></table> <p>※受付時間 平日 8:45～17:00</p>	消防署	電話番号	消防署	電話番号	鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119	神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119	西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119	中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119	南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119	港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119	保土ヶ谷消防署	342-0119	栄消防署	892-0119	旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119	磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署	362-0119
消防署	電話番号	消防署	電話番号																																						
鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119																																						
神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119																																						
西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119																																						
中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119																																						
南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119																																						
港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119																																						
保土ヶ谷消防署	342-0119	栄消防署	892-0119																																						
旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119																																						
磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署	362-0119																																						

IV その他の制度

No.78	<b>高齢者への防火・防災啓発訪問事業（消防職員による防災訪問事業）</b>																																								
住宅火災から市民の命を守るため、消防職員が家庭を訪問し、住宅防火診断や防火・防災に関するアドバイスを行う〈防災訪問〉を実施しています。																																									
<b>1 対象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯（本人または家族が訪問を希望する場合）</li> <li>・防災対策等に不安がある世帯</li> </ul> 【事業の詳細はコチラ】																																								
<b>2 依頼方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区の消防署の窓口、電話またはFAX</li> </ul> ※代理申込みも可能です。																																								
<b>3 支援内容</b>	消防職員が訪問し、主に次の内容を実施します： <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関先での 住宅防火診断</li> <li>・火災予防に関する アドバイス</li> <li>・火災予防パンフレットの配布</li> <li>・希望に応じて 室内の火災危険箇所チェック</li> <li>・住宅用火災警報器の点検</li> <li>・転倒・転落などのけが予防対策 の助言</li> </ul>																																								
<b>4 その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問する消防職員は、制服または活動服を着用し、職員証を携帯しています。</li> <li>・実施にあたっては、玄関先または希望がある場合に限り住宅内で実施します。</li> </ul>																																								
窓 口	1 事業に関する問い合わせ 消防局予防課予防係 045-334-6406  2 申し込み（各区の消防署 総務・予防課） <table border="1" data-bbox="363 1290 1275 1809" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>消防署</th> <th>電話番号</th> <th>消防署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴見消防署</td> <td>503-0119</td> <td>金沢消防署</td> <td>781-0119</td> </tr> <tr> <td>神奈川消防署</td> <td>316-0119</td> <td>港北消防署</td> <td>546-0119</td> </tr> <tr> <td>西消防署</td> <td>313-0119</td> <td>緑消防署</td> <td>932-0119</td> </tr> <tr> <td>中消防署</td> <td>251-0119</td> <td>青葉消防署</td> <td>974-0119</td> </tr> <tr> <td>南消防署</td> <td>253-0119</td> <td>都筑消防署</td> <td>945-0119</td> </tr> <tr> <td>港南消防署</td> <td>844-0119</td> <td>戸塚消防署</td> <td>881-0119</td> </tr> <tr> <td>保土ヶ谷消防署</td> <td>342-0119</td> <td>栄消防署</td> <td>892-0119</td> </tr> <tr> <td>旭消防署</td> <td>951-0119</td> <td>泉消防署</td> <td>801-0119</td> </tr> <tr> <td>磯子消防署</td> <td>753-0119</td> <td>瀬谷消防署</td> <td>362-0119</td> </tr> </tbody> </table> ※受付時間 平日 8:45～17:00	消防署	電話番号	消防署	電話番号	鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119	神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119	西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119	中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119	南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119	港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119	保土ヶ谷消防署	342-0119	栄消防署	892-0119	旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119	磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署	362-0119
消防署	電話番号	消防署	電話番号																																						
鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119																																						
神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119																																						
西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119																																						
中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119																																						
南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119																																						
港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119																																						
保土ヶ谷消防署	342-0119	栄消防署	892-0119																																						
旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119																																						
磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署	362-0119																																						

IV その他の制度

No.79	訪問介護員等に対する防火・防災研修事業																																								
<p>高齢者世帯等を定期的に訪問し、支援等を行う訪問介護員等に対し、火災危険の排除や、防火・防災に関する助言を行うことができる知識や技術を身に付けていただき、多面的に高齢者等の安全対策を図るものです。</p> <p><b>1 対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護員</li> <li>・ホームヘルパー</li> <li>・ケアマネージャー</li> <li>・民生委員</li> <li>・訪問看護師</li> <li>・訪問美容師 など</li> </ul> <p><b>2 依頼方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区の消防署の窓口、電話またはFAX</li> </ul> <p>※代理申込みも可能です。</p> <p><b>3 支援内容</b></p> <p>消防署等において集合研修を実施するほか、各事業所等が行う研修会に消防職員が出向し、火災危険の排除や、防火・防災に関する助言を行うことができる知識や技術を指導する研修を実施します。</p>																																									
窓 口	<p>1 事業に関する問い合わせ 消防局予防課予防係 045-334-6406</p> <p>2 申し込み（各区の消防署 総務・予防課）</p> <table border="1" data-bbox="363 1218 1273 1733"> <thead> <tr> <th>消防署</th> <th>電話番号</th> <th>消防署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴見消防署</td> <td>503-0119</td> <td>金沢消防署</td> <td>781-0119</td> </tr> <tr> <td>神奈川消防署</td> <td>316-0119</td> <td>港北消防署</td> <td>546-0119</td> </tr> <tr> <td>西消防署</td> <td>313-0119</td> <td>緑消防署</td> <td>932-0119</td> </tr> <tr> <td>中消防署</td> <td>251-0119</td> <td>青葉消防署</td> <td>974-0119</td> </tr> <tr> <td>南消防署</td> <td>253-0119</td> <td>都筑消防署</td> <td>945-0119</td> </tr> <tr> <td>港南消防署</td> <td>844-0119</td> <td>戸塚消防署</td> <td>881-0119</td> </tr> <tr> <td>保土ヶ谷消防署</td> <td>342-0119</td> <td>栄消防署</td> <td>892-0119</td> </tr> <tr> <td>旭消防署</td> <td>951-0119</td> <td>泉消防署</td> <td>801-0119</td> </tr> <tr> <td>磯子消防署</td> <td>753-0119</td> <td>瀬谷消防署</td> <td>362-0119</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受付時間 平日 8:45～17:00</p>	消防署	電話番号	消防署	電話番号	鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119	神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119	西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119	中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119	南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119	港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119	保土ヶ谷消防署	342-0119	栄消防署	892-0119	旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119	磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署	362-0119
消防署	電話番号	消防署	電話番号																																						
鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119																																						
神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119																																						
西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119																																						
中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119																																						
南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119																																						
港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119																																						
保土ヶ谷消防署	342-0119	栄消防署	892-0119																																						
旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119																																						
磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署	362-0119																																						

IV その他の制度

No.80	<b>高齢者団体等に対する防災指導事業</b>																																							
<p>高齢者により構成される各種団体に対して、防火・防災対策や適切な避難行動等を身に付けていただくことを目的に、各団体の要望に合わせた講話や訓練等を実施し、災害時の被害軽減を図るものです。</p> <p><b>1 対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ</li> <li>・シニアサークル</li> <li>・横浜シニア大学</li> <li>・その他 65 歳以上の方を対象とした各種団体等</li> </ul> <p><b>2 依頼方法</b></p> <p>各区の消防署の窓口、電話または FAX</p> <p><b>3 支援内容</b></p> <p>消防職員が、各団体の依頼に基づき、各団体の要望に合わせた防災講話や訓練等を実施します。</p>																																								
窓 口	<p>1 事業に関する問い合わせ 消防局予防課予防係 045-334-6406</p>																																							
	<p>2 申し込み（各区の消防署 総務・予防課）</p> <table border="1" data-bbox="363 1066 1275 1583"> <thead> <tr> <th>消防署</th> <th>電話番号</th> <th>消防署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴見消防署</td> <td>503-0119</td> <td>金沢消防署</td> <td>781-0119</td> </tr> <tr> <td>神奈川消防署</td> <td>316-0119</td> <td>港北消防署</td> <td>546-0119</td> </tr> <tr> <td>西消防署</td> <td>313-0119</td> <td>緑消防署</td> <td>932-0119</td> </tr> <tr> <td>中消防署</td> <td>251-0119</td> <td>青葉消防署</td> <td>974-0119</td> </tr> <tr> <td>南消防署</td> <td>253-0119</td> <td>都筑消防署</td> <td>945-0119</td> </tr> <tr> <td>港南消防署</td> <td>844-0119</td> <td>戸塚消防署</td> <td>881-0119</td> </tr> <tr> <td>保土ヶ谷消防署</td> <td>342-0119</td> <td>栄消防署</td> <td>892-0119</td> </tr> <tr> <td>旭消防署</td> <td>951-0119</td> <td>泉消防署</td> <td>801-0119</td> </tr> <tr> <td>磯子消防署</td> <td>753-0119</td> <td>瀬谷消防署</td> <td>362-0119</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受付時間 平日 8:45～17:00</p>	消防署	電話番号	消防署	電話番号	鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119	神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119	西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119	中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119	南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119	港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119	保土ヶ谷消防署	342-0119	栄消防署	892-0119	旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119	磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署
消防署	電話番号	消防署	電話番号																																					
鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119																																					
神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119																																					
西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119																																					
中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119																																					
南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119																																					
港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119																																					
保土ヶ谷消防署	342-0119	栄消防署	892-0119																																					
旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119																																					
磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署	362-0119																																					

#### IV その他の制度

##### -福祉調整委員会-

No.81	<b>横浜市福祉調整委員会</b>
<p>横浜市の福祉保健サービスに対する市民からの苦情を受け、中立・公正な第三者機関として、サービス提供者（市・区又は事業者）に対して調査・調整を行い、苦情の解決をめざすとともに福祉保健行政における透明性を確保し、サービスの質の向上を推進する活動を行っています。</p> <p><b>1 苦情・相談の範囲</b> 高齢福祉・介護保険、障害福祉、児童福祉などの福祉保健サービスに関する苦情相談をお聞きします。これらのサービスを提供している施設や事業所、区役所や市の機関への苦情相談も対象となります。 なお、人事や専門的な判断に関することなど、相談をお受けできない苦情もございますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p><b>2 苦情・相談できる方</b> サービスを利用又は利用を希望している市民。またはその家族。</p> <p><b>3 相談対応の方法</b> まずは事務局でお話を伺います。内容によってサービス提供者に対応を依頼するほか、他機関案内や説明・助言などをさせていただくこともありますが、苦情の内容から委員との面談が必要と思われる場合は苦情申立てを案内します。</p>	
窓 □	横浜市福祉調整委員会事務局（健康福祉局相談調整課） 電話 671-4045 FAX 681-5457